○国土交通省告示第千三十七号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

国土交通大臣　金子　恭之

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項に規定に基づく建設業の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建設業法第二十七条の十八第一項の規定に基づく監理技術者資格者証の交付	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十八条第五項（第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく認可の申請	特定被災地域内に航路の起点を有する者	令和九年一月二十七日
海上運送法第十九条の十二第五項の規定を準用する第二十条第二項の規定に基づく貨客定期航路事業の相続	特定被災地域内に航路の起点を有する者	令和九年一月二十七日
海上運送法第十九条の十二第五項の規定を準用する第二十二条第二項の規定に基づく一般不定期航路事業の相続	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第三項の規定に基づく違反建築物に対する措置に係る通知書に対する意見の提出に代わる公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法第九条第八項の規定に基づく緊急の必要がある場合の違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に対する公開による意見の聴取の請求	特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法第七十七条の十八第一項の規定に基づく指定確認検査機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建築基準法第七十七条の三十五の二第一項の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災地域内に建築士事務所を有する者	令和九年一月二十七日
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第七条の二第一項（第二十三条の十一において準用する場合を含む。）の規定に基づく海技免状及び操縦免許証の有効期間	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送法第七十九条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時運行の許可	道路運送車両法第三十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）に基づく臨時運行の許可を受けた自動車の経路（特定被災地域を運行の用に供するものに限る。）を運行の用に供する者	令和九年一月二十七日
道路運送車両法第三十六条の二第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく回送運行の許可	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	令和九年一月二十七日
道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付	令和八年熊本地震に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者	伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日